

審議会等の会議結果報告

1. 会議名	平成 30 年度 第 1 回松阪市都市計画審議会
2. 開催日時	平成 31 年 2 月 6 日(水) 12 時 30 分から 15 時 00 分
3. 開催場所	松阪市役所 議会棟 第 3、4 委員会室
4. 出席者氏名	(松阪市都市計画審議会委員) 浦山 益郎、高取 千佳、中村 貴雄、鈴木 均、 山本 芳敬、谷口 聖、栗谷 建一郎、楠谷 さゆり、 山本 勝之、辻 裕子、瀧川 彌壽夫、森本 直樹 (事務局) 副市長 永作 友寛、副市長 山路 茂、建設部長 長野 功、建設部次長 伊藤 篤、都市景観・計画担当参事兼 都市計画課長 廣田 昇、まちづくり計画担当主幹兼まち づくり計画係長 笠井 賢一、市街地まちづくり担当主幹 下倉 基彦、まちづくり計画係主任 中野 靖啓 地域振興担当理事 家城 斉和、総務課長 山口 博 司、環境生活部長 吉田 敏昭、健康福祉部長 小山 誠、産業文化部長 村林 篤、教育委員会事務局長 松 名瀬 弘己、上下水道事業管理者 佐藤 誠
5. 開催および非公開	公開
6. 傍聴者数	1 名
7. 担当	松阪市建設部都市計画課まちづくり計画係 TEL 0598-53-4168 FAX 0598-26-9118 e-mail tos.div@city.matsusaka.mie.jp

議事については、別紙のとおり

平成30年度 第1回松阪市都市計画審議会 議事録

日時：平成31年2月6日（水）12時30分～

場所：松阪市役所議会棟 第3, 4 委員会室

司会	<p>定刻になりましたので、始めさせていただきます。</p> <p>皆様、こんにちは。都市計画課長の廣田でございます。</p> <p>ただ今より、平成30年度第1回松阪市都市計画審議会を開催させていただきます。</p> <p>それでは、開会にあたりまして、副市長の永作よりご挨拶申し上げます。</p>
副市長	<p>皆様、こんにちは。副市長の永作でございます。</p> <p>本日は大変お忙しい中、都市計画審議会にご出席いただきましてありがとうございます。</p> <p>本日は、まず第1号議案として地区計画の変更ということで天花寺テクノランド地区地区計画の関係でご審議いただきます。議案第2号、3号につきましては、松阪市都市計画マスタープランの中間見直し、立地適正化計画の策定についてです。これらにつきましては、策定推進アドバイザー会議等でご意見をいただき、パブリックコメントや地域別意見交換会を行いながら作成してまいりました。この後、皆様にご確認いただき、ご意見をいただきたいと思います。本日はよろしくお願い致します。</p>
司会	<p>それでは、都市計画審議会委員の皆様には、事前の説明時に資料配布をさせていただいていますが、資料の確認をさせていただきます。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 事項書・ 都市計画審議会条例・ 委員名簿・ 議案第1号・ 資料1-1・ 資料1-2・ 資料1-3・ 議案第2号・ 資料2-1・ 議案第3号・ 資料3-1 <p>資料は以上となります。不足のある場合はお申出下さい。</p> <p>本審議会は、「審議会等の公開に関する指針及び運用方針3会議の公開の基準」に基づき情報公開をしておりますので、ご了承のほどよろしくお願い致します。</p>

	<p>また、「8会議等の結果の公開」による議事録作成のための録音・撮影をさせていただきますので、議事進行時の発言の際には、お手元のマイクのスイッチを入れてから、発言して下さい。</p> <p>同じく「5公開の方法」に基づき、会議の傍聴を認めていきたいと思っておりますので、あわせてご了承の程、よろしくお願い致します。</p> <p>本日、傍聴者は夕刊三重新聞社様が傍聴を希望されていますので、認めてまいります。</p> <p>本日、ご審議いただく方々におかれましては、配布させていただいております名簿のとおりでございます。前回の都市計画審議会開催時から市議会議員の赤塚かおり様から山本芳敬様に代わられていますので、ご紹介させていただきます。</p> <p>なお、谷川憲三様におかれましては、所用のため、欠席されています。</p> <p>また、上田和久様、小林典子様、大橋純郎様は急遽、所用のため、欠席されています。</p> <p>当審議会の会長は、浦山先生に務めていただいております、ここからは、浦山会長をお願いしたいと思います。</p> <p>浦山会長よろしくお願い致します。</p>
会長	<p>皆様、こんにちは。年度末のお忙しいところ、ご参集いただきましてありがとうございます。円滑な進行にご協力いただきますようお願い致します。</p> <p>最初に審議会の成立の可否でございますが、事務局から報告をお願い致します。</p>
事務局	<p>本日の出席者につきましては、先にご報告しましたように、いま審議会委員全16名中12名の方にご出席いただいております。</p> <p>「松阪市都市計画審議会条例」第6条第1項の規定によりまして、会議は成立しています。</p>
会長	<p>それでは、早速、議事に入りたいと思っております。</p> <p>本日の議案は3つです。</p> <p>議案第1号の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>——議案第1号、資料1-1、資料1-2、資料1-3による説明——</p> <p>・松阪都市計画 地区計画の変更</p>
会長	<p>建築基準法別表2に田園住居地域という新しい用途地域が創設されました。それに伴う変更でございます。計画内容には変更はないということです。</p> <p>実はこの法律は、平成30年4月に既に施行されていますが、先ほど説明があったように各種手続きを経て今回変更しようというものです。</p> <p>法律に合わせるものであり、計画内容に変更はないということですので、当審議会においては異議なしということでどうでしょうか。</p>
委員	<p>1点だけ確認させてください。</p> <p>田園住居地域は松阪市にはないという説明があったが、その理由を教えてください。</p>
事務局	<p>松阪市は市街化区域の中に用途地域というものを定めています。12種類の</p>

	用途地域がございます。田園住居地域というものが13番目の用途地域として増えたものです。これにつきましては、市街化区域の12種類の用途地域をさらに追加することになりますので、今のところ新たな用途地域の指定については考えていません。
委員	今後、過疎化が進む田園地域もある中で、田園における住居地域というものに対して松阪市は取り組まないのでしょうか。
事務局	松阪市の市街化区域を見た際に田園の場所と住居系の場所が混在している地域にこの用途地域を新たに指定するという考え方は今のところございません。市街化区域の中の用途地域を変えることになるということです。
委員	理解しました。ありがとうございます。
会長	<p>制度創設の狙いは、都市緑地法における生産緑地地区は都市計画で決定し、農地から宅地にできない等の色々な制約がありますが、30年を超えたら解除できる。そうすると大量に宅地化の候補地が出てくることになる。そういうところをむやみに開発されないで、生産緑地があるような田園地域の環境を維持しようというもの。だから、本来、市街化区域の農地転用は許可でなく、届出ですが、この用途地域内にあると農地転用について許可を得ないといけない。そうすることによって、田園らしい住居地域を維持しようというものです。生産緑地は3大都市圏の特定市というところで指定され、三重県でいうと四日市市以北です。松阪市には生産緑地がありません。</p> <p>また、用途地域毎に建ぺい率という建物を建てるときの基準がありますが、田園住居地域は既存の用途地域である第一種低層住居専用地域と同じです。よって、建築する上では、田園住居地域でも、第一種低層住居専用地域でも、ほぼ同じです。</p> <p>そういうことで今説明があったように生産緑地を守るという制度の趣旨に該当するようないところがないので今後も指定するつもりはないという回答ですね。</p>
会長	他、いかがでしょうか。
	(異議なし)
会長	では、意義がないということで原案どおり認めていきたいと思えます。
会長	<p>続きまして、議案第2号です。</p> <p>都市計画マスタープランは都市計画決定をするものではありませんが、条例をみると都市計画に関する意見を審議会に求めることができますので、それに該当するものです。</p> <p>よって、都市計画決定するかどうかということではなくて、皆様の活発なご意見をいただければと思います。</p>
事務局	<p>——議案第2号、資料2-1による説明——</p> <ul style="list-style-type: none"> ・松阪市都市計画マスタープラン（案）
会長	まず1年前にご報告があった際の主な意見を確認してもらえますか。

事務局	<p>はい。資料2-1のP2をお願いします。</p> <p>都市計画マスタープランの中間見直しについて、その時に3点ほどご意見をいただいたところをあげさせていただきました。</p> <p>まず、この都市づくりのテーマについて、平成20年3月に作成した都市計画マスタープランの都市づくりのテーマについて、事務局の見直し案を提示させていただき、ご意見をいただきました。</p> <p>最終的には『自然・歴史・文化と交流のまち快適環境都市「まつさか」の継承と進化』とまとめていますが、その時に事務局から提示したのは、『豪商のまちの魅力と住みよさのレベルアップ快適環境都市「まつさか」の継承と進化』というものでした。そのとき、委員の方々からは「松阪市全域を見たときには豪商のまちという言葉が少しイメージににくい」、「歴史、文化という言葉が平成20年3月に作成した際にはあったが、この事務局の案では無くなっているのだからそれらを反映してほしい」という意見もいただき、今回このように修正致しました。</p> <p>それから都市核、地域核、生活拠点についての説明をさせていただく中、様々なご意見をいただきましたので、その時のご意見を反映した考え方でまとめています。</p> <p>それから資料2-1のP4です。現行の都市計画マスタープランは32地域で作成しています。32地域に細分化されているので、5つ、6つの地域に分類してまとめていきたいという考え方を提案させていただく中、これは策定推進アドバイザーからもあった意見でもあります。今の32地域でも細かいのに、さらに5つや6つで分類をするのは、余計にややこしくなるので、あまり新たな分類は考えない方がよいのではないかというご意見もいただき、最終的には分かりやすく都市計画区域内と都市計画区域外に分けて地域別構想の区域別構想というものを作らせていただきました。</p> <p>主なところは以上でございます。</p>
会長	<p>ありがとうございます。</p> <p>ご意見、ご質問があればお願いします。</p>
委員	<p>資料2-1のP2の都市づくりの課題のところに近年、重要な項目を挙げていただいているとは思いますが、例えば、今後予測される南海トラフなどの地震などに対する災害対策に関する意見は出なかったのかということと、例えば三雲地域では、今まだ人口が増加しているということですが、やはりそういった地域で津波対策などについてハード面、ソフト面でしっかりやっていくという旨も都市計画マスタープランで期待されているのかというところを確認させていただきたいと思います。</p>
事務局	<p>全体構想本冊P81に安全なまちづくりの方針のところ、示しています。</p> <p>都市計画マスタープランについてご意見をいただいている訳ですが、三雲の津波浸水に関しては、この後の立地適正化計画でも説明させていただきたいと思います。</p>

会長	<p>全体構想本冊P82⑤に今の話題について記載があります。 他にご意見はありますか。</p>
委員	<p>計画見直しの視点についてです。 「市域全体を見渡した集約型都市構造のあり方を検討」とありますが、今回の見直しの中において新しく提示をされたのか、このあり方の検討はいつからはじまったのでしょうか。中間見直しの視点のところに書いてあるものですから、この意味合いが少し分かりにくいので、お聞かせいただきたいと思います。</p>
事務局	<p>全体構想本冊P2をお願いします。 資料2-1は抜粋したのですが、P2の③でもう少し詳しく書いています。 そしてこの集約型都市構造のあり方の考え方ですが、都市計画マスタープランの見直しと、立地適正化計画は密接にリンクし、違う言葉で言いますと立地適正化計画は都市計画マスタープランの高度化版という表現もありまして、密接に関係している計画です。立地適正化計画については、この後に説明しますが、コンパクトなまち、集約型都市構造というところにもつながっていきますので、この都市計画マスタープランにおいても、そのような考え方で整理をしています。 それから集約型都市構造の考え方ですが、コンパクトなまちというものについては、20年、30年も前からあった言葉かと思えます。この後の立地適正化計画のときにも説明しようと思っておりましたが、新たに都市再生特別措置法の一部改正がされ、立地適正化計画の策定を求めることについて国の方も方針を出しました。コンパクトなまちをつくろうという言葉だけではなく、法律としてきちんと整備されたということもあります。</p>
委員	<p>ありがとうございます。 集約型都市構造について、すごく地域性があることだと思います。そういった中で、やはり地域のコンセンサスを得る必要があるのかどうかというところがすごく気になります。見直しの視点として住民協議会の地域計画を反映したかたちで整合性をとって、計画を見直しているとのことですが、これにおいてもあくまで地域計画が載せられただけで地域のコンセンサスを得て、載せたわけではないと思いますが、いかがでしょうか。</p>
事務局	<p>市長が平成28年2月に市民懇談会、そして、平成29年7月に市民懇談会の第2弾というようなかたちで各地域に入られています。その地域に入られたときに様々なご意見もいただきました。直接は聞かせていただいているわけではありませんが、経営推進課を通して、都市計画課にも情報をいただき、その時のご意見等も踏まえていますので、地域の方のご意見についても、反映できていると思っています。 そして、計画策定の過程において、計画の素案ができたときにホームページ等でも公開をさせていただき、また、広報まつさかでお知らせもする中、パブリックコメントを行い、結果、意見書というようなかたちでご意見はなかった訳ですが、ホームページのアクセス数としては、約220ありましたので、関心は持っ</p>

	<p>ていただいているものと思っています。</p> <p>そして、この法的な手続きに基づきまして進めていきますと都市計画審議会等を経て、完成したものを公表することにもなっていますので、3月末に策定・公表させていただくことを考えています。</p>
委員	<p>確かに市長が各地域を回られて色んなご意見を拝聴した中であるということは理解するところですが、こういった集約型都市構造というものをしっかり出したうえで皆様のご意見を賜ったのかどうかという点については、これは、賜っていないというのが私の見方ですが、その点いかがでしょうか。</p>
事務局	<p>その集約型都市構造という考え方を全面的に出して何かをしたということではありません。</p>
委員	<p>そうしましたら、このように案として作成され、当審議会で意見をいただいて決定をしていくという段階ではありますが、その決定したことを地域の皆様にこういった集約型都市構造の構想を作ったことをどういったかたちで市民に公表されるのか、伝えていくのか。その辺りはどうでしょうか。</p> <p>パブリックコメント等の段階ではあったと思いますが、できた結果をきちんと市民に周知をいただくのはどういったかたちでしていくのでしょうか。</p>
事務局	<p>市民への周知につきましては、広報まつさかやホームページですることになると思います。</p> <p>そして、都市計画マスタープランは決して集約型都市構造だけの計画ではなくて、松阪市全域を対象とした計画であると考えています。</p>
委員	<p>都市計画マスタープランは松阪市全域を対象にしていると言われるのもわかります。しかし、各地域の中で地域区分を持った中で地域別構想もある訳ですから、やはり地域の人にこういった計画を松阪市で作ったということを色んな形で皆様から本当の意味での意見をいただいて都市計画につなげていくべきだと思います。また、この計画書はあくまで平成37年、2025年までの計画ですから、今後はもっと大きな変革期になってくると思いますので、そういったところも今後検討いただきたいと思います。</p>
会長	<p>策定されたら、その都市計画マスタープランをその方法も含めて十分に周知の徹底をしてくださいというご意見です。</p> <p>他にいかがでしょうか。</p>
委員	<p>資料2-1のP2ですが、将来フレームの人口について、目標年次において158,000人に減少するというのがずいぶん気になります。他のフレームは増えていますが、どうして158,000人という数字が出てきたのでしょうか。人口も増えていくような計画をしてほしいと思いますが、人口を増やすという考えについてはどうでしょうか。</p>
事務局	<p>現在の人口から増加することが望ましいですが、少子高齢化の中で、現状、人口の増加は難しいという認識をしています。</p> <p>そして、この158,000人という数字ですが、こういう計画を作成する際</p>

	<p>には、国立社会保障・人口問題研究所が出しています将来人口の推計を用います。また、松阪市においては、まち・ひと・しごと創生総合戦略や総合計画で将来の人口についても記述していますので、本計画だけそれらと異なった人口を記載するというのは難しいと考える。実情としては、それらの計画に即した人口を定めています。</p>
会長	<p>全体構想本冊P49を見ていただくと、表があります。</p> <p>成り行き任せだと社人研推計準拠の約155,000人にまで減少すると予測されますが、政策努力において将来展望の158,000人としようというものです。また、2008年頃から日本全体の人口が減少しているという事実もあります。</p> <p>いかがでしょうか。</p>
委員	<p>人口を増やす努力をお願いしたいと思います。</p>
会長	<p>他にいかがでしょうか。</p>
委員	<p>資料2-1の市民意識調査における松阪市の居住についての部分で、住み続けたくない理由が「鉄道やバスなど公共交通機関の利用に不便な場所だから」、「日常生活に必要な商業施設や医療施設が整っていないから」というようなことが書かれていますが、人口減少、高齢化社会の中で公共交通の問題が非常に深刻になっていると思っています。課題の中で高齢化社会、住み続けるための施策についての検討はどのようになっているのか、もう少しその辺りを重視する必要があるのではないかと考えているのですが、どうでしょうか。</p>
事務局	<p>全体構想本冊P68をお願いします。</p> <p>方針として「公共交通の充実・利用促進」、「バスルートの改善」「公共交通空白地域の改善」について挙げています。</p> <p>また、立地適正化計画では特に「公共交通空白地域」の改善策も示しています。松阪市の中心市街地のところに鈴の音バスの新たなルートを整備させていただいています。</p>
委員	<p>これから高齢化が急速に進むと思われませんが、かなり抜本的なデマンドも含めた交通システムの強化が非常に大事だと思っていますので、ぜひ立地適正化計画で具体化に努めていただくことに期待しています。</p>
会長	<p>少し質問と回答がずれていないかなと思います。</p> <p>事務局の回答はおそらく都市計画区域内の公共交通の話をされているが、委員の質問は市域全体を見た、もう少し西部のほうをイメージされているのかと思います。</p> <p>西部のほうは、どういうことを考えているか補足してもらえますか。</p>
事務局	<p>市内西部である飯南、飯高地域の公共交通につきましては、コミュニティバスによる交通体系が、既に構築され、運行をしています。ただ、その中でバス停の状況などを見ても、自宅からかなり遠いところにある、ほとんど利用されていないバス停があるなどの問題が起こっています。そういう中で今後、委員が言われ</p>

	<p>たようなデマンド交通など地域の実情に合った方法での公共交通について検討し、市域全体の公共交通の充実というものを進めていきたいと考えています。</p> <p>産業文化部で松阪市地域公共交通網形成計画を只今作成しています。その中で、そういったところも示していきたいと思っています。また、この都市計画マスタープランと合わせて進めていきたいと思っていますのでよろしくお願い致します。</p>
会長	<p>全体構想本冊P68「公共交通空白地域の改善」に記述にあるデマンド型乗合タクシーについては西部地域を主な対象にしているのかと思います。</p> <p>コミュニティバスという言葉が出ていませんが、「公共交通の充実・利用促進」の部分に含まれているのでしょうか。営業路線ばかりではないですよ。公共交通は都市計画区域内の公共交通空白地域も西部のほうもここに書いてあるような対応をしている、あるいは、もっと検討を進めるというような方針が示されています。具体的には公共交通網形成計画の中で対応されるということですね。都市計画マスタープランでは方向性だけ書いてあって具体的には個別計画で落とし込まれることになるということのようです。</p> <p>よろしいでしょうか。</p> <p>他にいかがでしょうか。</p>
委員	<p>資料2-1のP3の新たな工業地の整備というところでは、今ある工業団地はほぼ完売に近いと聞いていますが、この新しく作る予定の工業地というのは、図で言えば沿道型産業集積検討地区とされている部分でよろしいのでしょうか。</p>
事務局	<p>はい。これらの場所は道路等が整備されたところ、今後道路等が開通していくところにつながるような場所でもあり、このようなところを沿道型産業集積検討地区として検討していきます。また、それらのところが雇用の場に繋がるとも考えています。</p>
委員	<p>「松阪ICに通じる（都）東町松江岩内線沿道や、（都）松阪第二環状線沿道及びウッドピア周辺」とありますが、これらが沿道型産業集積検討地区に該当するという点でよろしいのでしょうか。</p>
事務局	<p>全体構想本冊P63をお願い致します。</p> <p>「新たな工業地に整備」のところにも松阪ICに通じる（都）東町松江岩内線沿道について記述していますが、文章表現のみで図示まではしていません。その理由につきましては、この周辺では田園が広がっており、計画を進めるにはハードルが非常に高い部分でもありますので、計画書では図示まではせずに文章で表現しています。</p>
委員	<p>平成37年にはある程度のかたちは作るという理解でよろしいのでしょうか。</p>
事務局	<p>都市計画マスタープランの目標年次を平成37年とは定めてはいますが、これら全てが平成37年に完成するというものではございません。継続して進め</p>

	<p>ていくものもでございます。それではなぜこの都市計画マスタープランに載せているかという点につきましては、最終的に都市計画の事業や都市計画の決定をしていくときには、この都市計画マスタープランへの位置づけというものが必要になってきます。ここにあるものが全て平成37年で完結とは考えていませんので委員の言われるように平成37年に完成するのでしょうかと言われますと完成しないことも考えられます。</p>
委員	<p>大まかな方向性ということで理解させていただきます。</p> <p>今後、新たに工業地を整備について検討されるということですが、人口が減少していく中で、その働き手の確保というのはどのような戦略で進めていくのか教えていただければと思います。</p>
事務局	<p>今、松阪市の工業団地ではほとんど残っている区画がないという状況で新たな工業用地の選定について検討しています。松阪市で新たに立地したい市外の企業、増設や移転をしたいという市内の企業もでございます。その中で新たな工業用地の整備について検討していく訳ですが、只今ご質問のありました働き手の確保の問題については、市内の子供たちに向けて、中学生のころから様々な職業について学習していただく、市内の企業について知っていただくために学校に対する働きかけも既にさせていただいています。また、松阪市より南にある16市町で連携し、松阪市より北の方へ若い人たちが流出しないように、できるだけ松阪市より南の方で働いていただこうと取り組んでいくことを考えています。南三重にある高校、大学に対して、この地域にはこのような働き場所があるという情報も提供していきます。また、高校生にはそのように情報を提供し、高校卒業後、大学へ行かれた方にも就職を考える時期には松阪市の企業の情報を提供していきます。このようなかたちで働き手の確保、若者の人口流出を防ぐ取り組みをしていきたいと考えております。</p>
委員	<p>人口の維持をしていこうという考えかと思いますが、工業地の新しい整備と企業誘致に関してです。製造業の企業の誘致について、例えば近隣の市町村から働き手があつた場合には松阪市の人口増加には繋がらないと思います。</p> <p>今度、多気町には大型リゾート施設ができます。久居IC周辺には大規模商業施設ができるのではないかと話もあります。年々、松阪ICの利用が減っていますで、製造業の企業誘致というのも必要かと思います。例えば大規模商業施設の誘致にも力を入れていただきたいと思います。</p> <p>また、明石市にまつわる話ですが、隣接する自治体では人口が減少しているにもかかわらず、明石市では人口が増加しています。アンケートを実施された際に「子育てがしやすい」というのが第4位に入っているそうです。そして、出生率も近隣の自治体より遥かに高く、人口を近隣自治体から流入したというのではなくて、出生率が上がることで人口が増加しているそうです。それは、子育てがしやすい、つまり、生活がしやすいということだと思います。なので、この都市計画マスタープランを構築していく上で、そういった生活しやすい部分というのを重点的に施策として盛り込んでいただきたいと思います。</p>

会長	<p>事務局として何かコメントはありますか。</p> <p>都市計画マスタープランには主としてハードのことが書いてあるとは思いますが、該当するような施策が入っていたら、もう少し際立つような表現や位置づけをしてもらうことになると思います。</p>
事務局	<p>全体構想本冊P63をお願い致します。</p> <p>「大規模集客施設の適正な立地」ということで、「市街化区域における既存の大規模集客施設等の立地区域については、その施設の維持を図る」、「市街化区域に隣接する既存の郊外型・路線型の大規模集客施設等の立地区域については、地区計画等の活用とあわせて市街化区域への編入を検討する」、「田村町周辺では、円滑な交通の確保により、商業系市街地の形成を誘導する」と、大規模集客施設の考えた方についてまとめています。</p>
会長	<p>暮らしに関することはないですか。</p>
事務局	<p>全体構想本冊P88をお願い致します。</p> <p>先ほど委員が言われました若い世代についても十分意識をしまして、「子育て支援施設や教育施設の充実」というところで『「保育園等については松阪市立幼稚園・保育園あり方基本方針」に基づき、地域の実情や今後の状況を踏まえ、再編・統廃合及び認定こども園も含めて検討し、現施設の機能を転換、あるいは、新たな統合施設を整備していく』というところもありまして、そういった取り組みも進めていく中、若者、子育て世代にも魅力を感じていただけたらと考えます。</p>
会長	<p>はい。項目としてはあるけども、もう少し力を入れるようにという主旨だと思います。</p> <p>他にはいかがですか。どうぞ。</p>
委員	<p>今、お話があったように工業施設や商業施設を発展させるというのは非常に良いことだとは思いますが、資料2-1のP1の基本的な指標の部分で、人口の約74%を松阪管内が占めており、嬉野管内、三雲管内を合わせた東部に人口の90%以上が集中しているということです。一方、飯南、飯高管内においては、減少が続いているということで、表からもわかるように飯南、飯高の人口は全体の約5%、高齢化率も高いと思われます。この5%の人々のことも考えた施策もお願いしたいと思います。</p>
会長	<p>飯南、飯高の人たちが暮らしやすい都市計画マスタープランになっていますかということですが。</p>
事務局	<p>全体構想本冊P53をお願いします。</p> <p>「いつまでも安心して暮らすことできる都市づくり」の部分で「高齢になっても住み慣れた地域で生きがいを持って、安心して暮らし続けることのできるまちづくりを進めるとともに、拠点周辺では、誰もが歩いて暮らせるまちづくりを推進する」という考え方も示させていただく中、全体構想本冊P54、P55の将来都市構造のところ、特に高齢化が著しい小片野町周辺、飯南・飯高地域振</p>

	<p>興局周辺等は生活拠点として位置づけもしまして、その生活拠点を地域交流軸等できちんと結んで、まちづくりを考えていきたい旨を示させていただいています。</p>
会長	<p>他にいかがでしょうか。 どうぞ。</p>
委員	<p>松阪ICを大いに利用していかなければならないことも分かりますが、久居ICができたときに、まちづくりについて様々な議論があったと思います。また、一志嬉野ICについては工業団地とのセットの中で、利用しやすいという位置づけで、やってきたと思いますが、松阪ICの場合は伊勢などへの通過交通になってはいけないということで市街地へアクセスしやすくすることでその当時の熱意がそこに集中されていたと思います。その後の動きをみますと、沿線に松阪農業公園ベルファームがありますが、そういった環境の中で、開発等の将来計画がなされてきたと思います。このアクセス道路の沿線をどうするかということ、昔は右肩上がりの経済の中で沿線の利用について多くの意見があり、あの当時はまだ農業基盤の整備の影響がありまして、勝手にはできなかったわけです。その中で、かつての野呂市長が沿線について、広告がずいぶん乱立していたため、広告を撤去し、将来の許可は認めないということで景観の問題があるのですが、その辺の関係の意見がどのように集約されているのか、将来の見通しがどうなっているのかを詳しくお聞かせいただければと思います。</p>
事務局	<p>松阪ICから市内に入っていく道路、都市計画道路で言いますと東町松江岩内線という道路の位置づけかと思います。その沿線の現況でございますが、その沿線には沿道サービス利用で一部、土産を扱う店舗やコンビニなどが立地している状況ですが、基本的にあの沿線は農振農用地です。この都市計画マスタープランにおいては、松阪ICを物流・産業拠点として考え、新たな工業地として、今回は文章表現のみではございますが、(都)東町松江岩内線沿道には新たな工業地を考えています。</p> <p>そして、景観との兼ね合いですが、平成20年10月に作成しました景観計画、平成26年には改訂もされている計画です。この景観計画では幹線道路沿いには田園地域などの田園景観に配慮するという言葉がこの道路だけでなく、国道42号松阪多気バイパスの朝田町付近や国道166号線の奈良県境付近においても景観に配慮という言葉も出ていただいておりますが、特にこの沿道につきましては、屋外広告物である看板がたくさん立っていた経緯もあるかと思っております。そのような道路沿いにある屋外広告物の規制に努めることが必要な重要な地区であるということで三重県条例において屋外広告物沿道景観地区という指定もされています。</p> <p>都市計画マスタープランでは新たな方向性も示していますが、特に重要視されているところにつきましては、屋外広告物沿道景観地区に指定もされていますので、そのあたりの屋外広告物の取り扱いには十分注意をしながら進めていく必要があると考えています。</p>

委員	<p>景観審議会というのがあります、そこでアクセス道路沿線あるいは、松阪IC周辺についての山並みの景観の観点から工業的な立地についての考え方はなじまないという意見が既に出されていると思います。今あるベルファームは農業公園的なことから出発していますから、比較的低層の趣旨には合っていますが、先ほどアクセス道路の沿道に将来、工業地の立地を考えているという話でしたが、都市計画の中で景観問題と将来計画と私は矛盾するのではないかと思います、その点については、いかがでしょうか。</p>
会長	<p>今のご質問の景観と矛盾するというのは、沿道の話ですか。それとも、松阪IC周辺の物流・産業拠点の話でしょうか。</p>
委員	<p>双方についてです。松阪IC周辺やアクセス道路沿道ではなく、松阪ICからもう少し離れたところにも工業地の立地に適したところもありますので、範囲を限定せずにエリアを広げた考え方をしていただきたいということです。例えば岡山町周辺でも十分対応していけると思います。</p>
事務局	<p>沿道に企業等が立地したときの道路から見たあの地域の景観についてご意見をいただいていると理解しています。まず、この都市計画マスタープランにおいては、その沿道には新たな工業地の整備について考えていきたいという方向性は示させていただいています。ただ、おっしゃられるように景観計画の位置づけはあります。その中でも特に屋外広告物について強くあると思っていますので、実際、松阪ICに続くこの沿道で検討を進めていく際には、その辺りのことにも配慮すべきであるという考えはあるのですが、実情を申しますと農振農用地ですので、まずはその点についての整理をしていくところから始めることになると思っています。</p>
委員	<p>その辺の考えをしっかりと同じ都市計画部局の中で整理していただく必要があります。</p> <p>以前、松阪駅周辺のマンションの問題があり、駅周辺の狭い空間の中で見上げなくてはならないようなビルを建てたいというような話がありました。それが結局、都市計画の中で計画は進んでいき、一方で景観に関する担当部署でありながらその辺の整理がついていないというようなことがありましたので、このようなことを質問させていただきました。</p> <p>お考えについては、大体わかりました。</p> <p>また、当初、農業公園は今のベルファームの南側まで大きく計画があり、それが経済状況の変化もあり、今のかたちになっている。あの時土地を売っておけば良かったなというような人も聞いていると思いますが、そういうこと土地利用を考えて、松阪ICの一番近いところで物流・産業的なことを考えているのかということについて聞かせていただきたいと思います。</p>
会長	<p>物流・産業拠点の中にプロジェクトとして農業公園の拡張みたいなことがあったら許容できるかという主旨ですか。</p>
委員	<p>農業公園として以前計画があった土地を工業団地に集約していく話になって</p>

	しまわないかという懸念をしているわけです。
会長	一応、物流・産業拠点だから、物流・産業系のプロジェクトだったら、この都市計画マスタープランでは進めていくことになるだろうと思いますが、資料2-1のP3の図で物流・産業拠点を示す部分が農業公園まで含んでいるか微妙なところであり、その辺の考え方を整理してほしいということですね。
事務局	この物流・産業拠点の示す部分は農業公園ベルファームまでは含んでいない形で図示しています。そして、(都)東町松江岩内線の沿線については具体的にこの箇所だと進んでいるわけではないので、以前農業公園として計画されていた部分を含むかどうかは現時点ではどちらとも言えないということです。
委員	わかりました。 工業的な立地は環状線沿いの岡山町周辺が適正と思われるので柔軟に検討いただきたいと思います。
会長	他にいかがでしょうか。 大体意見は出たと判断してよろしいでしょうか。 では、ありがとうございました。冒頭にも言いましたが、これは都市計画決定をするというものではないので、皆様の意見をいただいて計画に反映することによってさせていただきます。 つづきまして、議案第3号の立地適正化計画についてご説明をお願いします。
事務局	——議案第3号、資料3-1による説明—— ・松阪市立地適正化計画(案)
会長	はい、ありがとうございました。 只今の立地適正化計画(案)ですが、ご意見やご質問ありますでしょうか。
委員	いよいよ立地適正化計画を作成され、また、松阪駅西地区複合施設の計画も動いているということで、この居住誘導区域は特に街中の魅力を向上させながら進めていく段階だと思いますが、やはり駅前の商業施設なども踏まえた計画ということで、その魅力が高まってくるということで、例えば子育て世代の方、高齢者の方などが駅周辺に移り住みたい、子育て世代の方で新たな住居を構える上では駅周辺を選びたいという方がこれから増えてきた場合に、例えばそういう住居を促進するような、居住誘導施策、例えば業者に対する優遇施策ですとか、住みたいと言われる方に対するなんらかのインセンティブとかをこれから検討していくことも大事かと思いますが、これからの施策などがあればお聞かせいただきたいと思います。
事務局	まず、松阪駅西地区複合施設のお話もいただきましたので、少し説明させていただきます。平成30年度に駅西ワークショップというものを開催致しました。全部で5回開催し、平均50名ほどがご出席いただきました。それを最終的に事務局とそのまとめをしていただいている名古屋大学と打合せをしながら、現在、駅西地区複合施設基本構想をまとめつつあるところです。そして、ワークショップのときに出たご意見でも多くあったのが、複合施設に子育て施設がほしいと

	<p>いうもので、そういったお声も十分意識しながら、基本構想を作成していくことになると考えています。</p> <p>また、居住誘導区域を設定するにあたっては、本来、例えば、居住誘導区域に居住すれば税金が安くなるとか、市外から来られた場合にはなんらかのインセンティブがあるとか、そういった施策を行っている自治体もあることは把握していますが、松阪市においては、まずコンパクトなまちを意識してもらうこともあり、すぐに具体的な施策を講じるというところまでは考えてはいませんが、本冊P77、P78を見ていただきますと、「居住誘導区域における居住を維持・誘導するための施策としまして若者・子育て世代とともに、高齢者などの定住・移住を促進するため、以下のような施策を展開する」ということで、「若者や子育て世代の居住や観光客も利用できるまちなかの憩いの場を確保するなど、空き家・空き地の活用を促進し、低・未利用地対策を図る」、「若者や子育て世代の定住・移住を促進するなど、居住誘導区域において、三世代での同居・近居等の促進を支援することで、安心して暮らせる居住環境の形成を図る」というような施策も示しています。</p>
会長	他いかがでしょうか。
委員	資料3-1のP4の居住誘導区域に含まない区域の条件ということで、津波浸水想定2.0m以上の区域（原則）と書いてあり、市街化区域の中で居住誘導区域を設定するわけですけども、これに該当する区域というのは、どこが想定されているのか教えてもらえますか。
委員	<p>本冊P42をお願いします。</p> <p>津波浸水想定区域の図ですが、青色で示しています津波浸水想定2m以上5m未満ところを意識しています。この図では市街化区域については赤枠で示しています。国道23号の北側のところは、市街化区域ではありますが、津波浸水想定区域に大部分が含まれることから居住誘導区域には含めていません。</p> <p>また、資料3-1の居住誘導区域に含める区域の条件のところ、住居系用途地域の他に準工業地域（住居系土地利用が図られている地域）としています。例えば、国道23号の沿線では、準工業地域として指定しているところがありますが、都市計画基礎調査に基づいて分析をすると、住居系の土地利用が図られていないので含めていません。また、三雲のところは津波浸水想定区域、それから準工業地域における同様の理由から居住誘導区域には含めていません。</p> <p>また、国道23号の北側の工業専用地域などが多い地域、それから中核工業団地、上川町の工業系の利用があるところについては、居住誘導区域に含めていないといった状況です。</p>
委員	市街化区域でありながら、居住誘導区域から外されてしまうというのは、そこに土地をお持ちの方からすれば、資産価値が相当落ちてしまわないかと懸念されると思います。そういった意味でのコンセンサスを得る必要があるのではないかと思います。いかがでしょうか。
事務局	委員がおっしゃるように当該場所は市街化区域です。この居住誘導区域から

	<p>外れたとしても、まず市街化区域で行うことができる建築行為や開発行為等は今までどおりです。よって、家を建てる等も可能です。そして、この居住誘導区域へは、届出制度によって誘導を図るというものです。そして、その届出制度も、3戸以上の住宅の建築や規模が1,000㎡以上である等、ある程度まとまった行為が対象です。よって、これらによって資産価値が下がるということにはならないと考えています。</p>
委員	<p>届出制度についてはこういったところにポイントがあるのかお聞かせいただきたいと思います。</p>
事務局	<p>資料3-1のP6をお願いします。</p> <p>居住誘導区域外における届出の対象となる行為のところの開発行為と建築等行為というのがあります。この考え方ですが、資料3-1のP4で示しています居住誘導区域外のところでは、これらの届出を求めていくことになります。そして、その届出を求めていくことによって、松阪市では居住誘導区域を設定している、将来的にはこういうところに住んでもらいたい、コンパクトなまちを考えている1つのエリアであると示していきたいと考えています。</p>
会長	<p>本当は事前協議のようなものがあれば、居住誘導区域内に立地を検討するようになっていますが、これはあくまで届出なので国交省の考え方では緩やかにコンパクトなまちにしていこうというものです。制度の趣旨からいうと居住することにリスクのある地域はなるべく除いて、住宅を選択する場合には、緑のところに住居してくださいという目標像が示されているわけです。</p>
会長	<p>全国的にみると市街化区域が広く設定されすぎているから、市街化区域の中で、もう少しコンパクトに住んでもらおうという主旨のようです。松阪市は市街化区域が相当コンパクトなので、あまり絞る必要がない。津波など居住にリスクがあるようなところなどを外すという手続きで、本冊P58で示される市街化区域が基礎になって、次に本冊P64のような災害リスクのあるようなところを外して、工業専用地域のような住むのに適当ではないところを外す。さらに、本冊P62にあるように住みやすい居住性評価として高いところを残して、そこに居住してもらおうという主旨ですね。データによると長期的には、1haあたり40~50人住んでないと商業等の様々な施設が維持できないので、長期的に持続するまちになるためには、コンパクトに集約して、居住してもらおうことが狙いのようです。</p> <p>他にいかがでしょうか。</p>
会長	<p>都市機能誘導区域についてはよろしいでしょうか。</p> <p>基本的にはなるべく松阪駅周辺の中心市街地に商業、福祉、医療に関する施設に立地してもらおうということです。したがって先ほど大型商業施設についてお話もありましたが、現行の法律ですと1万㎡を超えるような施設は商業系の用途地域でないと建てられません。だから、松阪IC周辺には大規模なものは一応できないことになっている。そういうものはこの都市機能誘導区域である松阪駅周辺につくってくださいという考え方ですね。ただし、周辺にある大型店を</p>

	<p>ただでここにっついてほしいということではなくて、周辺の既存のものは維持していくという考え方です。</p>
会長	<p>よろしいでしょうか。</p> <p>大体意見が出尽くしたということですので、この議案第3号についても、皆様から意見をいただいたことにさせていただきます。</p> <p>それでは5分間休憩と致します。</p>
	<p>(休憩)</p>
会長	<p>それでは再開したいと思います。</p> <p>答申(案)を読み上げさせていただきます。</p> <p>平成31年2月6日松阪市長竹上真人様 松阪市都市計画審議会浦山益郎 松阪都市計画地区計画の変更(松阪市決定)について(答申) 平成31年2月6日に諮問のありました、議案第1号松阪都市計画地区計画の変更(松阪市決定)について、審議の結果、原案どおり、本審議会の決定をみたので答申します。</p> <p>これでよろしいでしょうか。</p>
	<p>(異議なし)</p>
会長	<p>つづきまして、読み上げます。</p> <p>松阪市都市計画マスタープラン(案)について(答申) 平成31年2月6日に諮問のありました、議案第2号松阪市都市計画マスタープラン(案)について、審議の結果、別添のとおり意見を付して答申します。</p> <p>別添のとおりというのは、今は手元にないですが、今日皆様からいただいた意見をまとめて、事前に確認して付けさせていただきます。</p> <p>よろしいでしょうか。</p>
	<p>(異議なし)</p>
会長	<p>つづきまして、読み上げます。</p> <p>松阪市立地適正化計画(案)について(答申) 平成31年2月6日に諮問のありました、議案第3号松阪市立地適正化計画(案)について、審議の結果、別添のとおり意見を付して答申します。</p> <p>これも議案第2号と同様です。</p> <p>それでは、これら答申(案)を松阪市都市計画審議会として答申したいと思いますがよろしいでしょうか。</p>

	(異議なし)
会長	<p>それでは、答申書を副市長にお渡ししたいと思います。</p> <p>～答申書受け渡し～</p> <p>ありがとうございました。審議会はこれで終えたいと思いますが、事務局お願いします。</p>
事務局	<p>本日はどうもありがとうございました。</p> <p>それでは、閉会にあたりまして山路副市長より挨拶させていただきます。</p>
副市長	<p>本日は、皆様お忙しい中、ご出席いただきましてありがとうございました。</p> <p>本日は、地区計画の変更のご審議をいただき、また、都市計画マスタープラン、立地適正化計画に関しまして沢山のご意見をいただきました。また、答申に付していただくということになっていますので、3月末に策定・公表をしたいと思います。特に立地適正化計画につきましては、届出制度が開始となりますので、広報やホームページでも周知を図ってまいります。この計画に沿ってまちづくりを進めていきますので今後とも皆様のご協力をよろしくお願いしたいと思います。</p>
事務局	<p>これもちまして松阪市都市計画審議会を終了させていただきます。長時間に渡り、ご審議いただきありがとうございました。</p>